

プレスリリース

令和8年2月4日

防災くらし安心部

報道関係者 各位

山形県豪雪災害対策本部の設置及び災害救助法の適用について

本日午後1時に、山形県豪雪災害対策本部（本部長：知事）を設置したので、お知らせします。

また、令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本県では下記のとおり災害救助法の適用を決定しましたので、併せてお知らせします。

災害救助法適用市町村	適用月日	被害の状況等	備考
【山形県】 新庄市 最上郡舟形町 最上郡鮭川村	2月4日	令和8年1月21日からの大雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

以上

【問い合わせ先】

防災くらし安心部防災危機管理課

課長補佐（危機管理担当）板垣

電話 023-630-2230

〔報道監〕防災くらし安心部

次長（兼）危機管理広報監 岩瀬